

# 商標と地理的表示 —地名問題の 観点から

茨城大学 人文社会科学部

教授 荒木雅也

(経済法、知的財産法専攻)

# 商標と地理的 表示 (GI= Geographical Indication)

★日本における、産地名称保護のための主な法制度は、①商標制度と、②地理的表示（以下、GI=Geographical Indication）制度。

★①の商標制度は1884年の商標条例に遡る。

現行の商標法には、地域団体商標という産地名称保護のための仕組みが設けられている（2005年に導入）。

★②のGI制度はEU発祥の制度で、以下の二つ。

☆酒類に関する制度☞「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づき国税庁が管轄（1996年に開始）。

☆酒類以外の飲食料品・農林水産物☞「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下、GI法）」（2014年に制定）に基づき農林水産省が管轄。

# 地域団体商標とGI

## ☆共通点

- 産地名称保護制度
- 登録制であること
- 農協などの団体が登録を出願・申請する
- 名称と商品とのセットで出願・申請⇒登録
- 登録後は、登録名称を第三者（アウトサイダー）が無断で用いることはできなくなる

## ☆相違点

- GI制度は地域団体商標に比して登録要件が厳格
- 不正使用に対し、地域団体商標制度にあっては、生産者団体が民事訴訟を提起し、損害賠償や差止めを請求することが基本。GI制度にあっては、農林水産大臣が使用停止を命令→命令違反に対しては刑罰

# 産地名称の 争奪ー「パ ルメザン」 を例として

★知的財産法制度は属地主義を基本。

→商標・GIが登録されても、その効力は、登録国国内に限定される。

★EUでは「パルミジャーノ・レッジャーノ」（イタリア・パルマ地方産チーズ）がGIとして登録されている。

★「パルメザン」それ自体は登録GIではないが、欧州司法裁判所判例により、パルメザンはパルミジャーノレッジャーノに類似する名称であるとして、EUで保護対象。

★EUはしばしば他国に対して、「パルミジャーノ・レッジャーノ」のみならず、「パルメザン」をも、当該他国の国内においても保護対象にするよう要請。

★2018年署名（2019年発効）の「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」（以下、日EU経済連携協定）に基づき、「パルメザン」は日本国内では保護対象とされない。

★全米生乳生産者連盟などの3つの酪農・乳製品団体が2017年9月28日に斎藤健農林水産大臣に「パルメザン」を保護対象外にするよう要求する書簡を送付（日本農業新聞2017年10月3日）。

## 日本と中国

JETRO「中国における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査結果（調査期間は、2024年5月31日～2024年6月25日）」

★「中国等外国企業・個人」により多数の日本の都道府県名32名称と政令指定都市名8名称（川崎、相模原、横浜、浜松、名古屋、堺、神戸、北九州）が商標登録済み。

★「中国等外国企業・個人」により商標登録出願されている、日本の地域団体商標は44名称に、30名称以上が登録済み。

# 日本と中国

JETRO「中国における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査結果（調査期間は、2024年5月31日～2024年6月25日）」

★中国で登録された名称は、牛肉の地域団体商標として、**近江牛**、**とやま牛**（「富山牛/FUSHAN NIU」での登録）、**飛騨牛**、**三田牛**、お茶の地域団体商標として、**宇治玉露**、**宇治抹茶**、**西尾の抹茶**（「西尾抹茶」での登録）、その他の食品の地域団体商標として、**明石鯛**、**市田柿**、**岡山白桃**、**京の伝統野菜**（「京野菜」での登録）、**多古米**、**なると金時**（「鳴門金時」での登録）、**中津唐揚げ**（「中津唐揚」での登録）、その他に、工芸品の地域団体商標、温泉の地域団体商標など多数。

★「中国等外国企業・個人」により商標登録されている、日本の地理的表示は2名称（**八丁味噌**「八丁味噌/Haccho Miso」での登録、**西わらび**「XIJUE/西蕨」での登録）。

東南アジアの状況 メロスコンサルティング（2020）、「平成30年度主要輸出国の知財制度等実態調査委託事業報告書」

《[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_syoku/attach/pdf/index-39.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_syoku/attach/pdf/index-39.pdf)》。

★日本でGI登録された日本の産地名称（又はそれを含む名称）が、東南アジア各国で、現地や第三国の企業によって、商標登録（出願）された例。

- シンガポールでは、米国企業が「**極黒牛 Kobe-style beef**」という商標登録を得ている。
- マレーシアでは、マレーシア企業が「**神戸ビーフ Kobe Beef**」という商標の登録を出願中。
- タイでは、タイ企業が、「**Matsusaka Gyu**」「**Omi Gyu**」という商標の登録を出願中。

★アジア各国で、日本の生産者団体が、自身の産地名称の登録を得る動き

- 「**但馬牛**」と「**神戸ビーフ**」の生産者団体（神戸肉流通推進協議会）が、シンガポール、タイ、ベトナムなどで商標登録を得ている。
- タイでは、日本の「**鹿児島黒牛**」の生産者団体がGI登録を申請中。
- ベトナムでは、「**近江牛**」の生産者団体が商標登録を得ている他、「**鹿児島黒牛**」の生産者団体がGI登録を申請中。

# 日本における海外のGI

個々の生産者団体が、他国の政府当局に、産地名称の登録（保護）のための申請、出願を行う

★外国の生産者団体が日本において登録を得たGI

「**パルマハム**」（イタリアのパルマ地方産のハム）

「**ルックガンライチ**」（ベトナムのルックガン地方産のライチ）など。

★外国の生産者団体が日本において登録を得た地域団体商標

「**鎮江香醋**」（中国の鎮江産の食酢）

「**CEYLON TEA**」（スリランカ産の紅茶）

## 二国間協定 によるGIの 相互保護

★GIに関しては、二国間の合意により、両当事国が相互に相手国の多数のGIを一括して自国国内で保護するという方式もある。

★日EU経済連携協定に基づき、協定発効日の2019年2月1日から、農産品と食料（日本の48品目、EUの71品目）、及び酒類（日本の8品目、EUの139品目）のGIを相互に保護。

👉 2021年1月の日EU・EPA合同委員会で、双方が毎年28件まで自国GIを相互保護の対象に追加できることを決定した。

★メキシコ、チリ、ペルーとの間の相互保護は、少数の酒類のみを対象とする（「壱岐」、「テキーラ」、「メスカル」、「ピスコ」など）。

★英国との相互保護は、英国のEU離脱に伴い新たに締結された日英間の協定に基づくものであり、酒類のほか、農産品と食料をも保護対象としている。

# EUの二国間 協定

荒木雅也『地理的表示法制の研究』（尚学社、2021年）

- ○**ぶどう酒**⇒豪州（2008年），米国（2006年），南アフリカ（2002年）。
- ○**蒸留酒**⇒南アフリカ（2002年），メキシコ（1997年），米国（1994年）。
- ○**ぶどう酒及び蒸留酒**⇒ボスニア＝ヘルツェゴヴィナ（2008年），アルバニア（2006年），カナダ（2003年），チリ（2002年）
- ○**農産物**⇒アイスランド（2017年）。
- ○**農産物，ぶどう酒及び蒸留酒**⇒日本（2018年），アルメニア（2017年），カナダ（2016年），南部アフリカ開発共同体 [ボツワナ，レソト，モザンビーク，ナミビア，南アフリカ，スワジランド]（2014年），ウクライナ（2014年），コロンビア・エクアドル・ペルー（2016年），コスタリカ・エルサルヴァドル・グアテマラ・ホンジュラス・ニカラグア・パナマ（2012年），モルドヴァ（2012年），ジョージア（2011年），韓国（2011年），セルビア（2010年），モンテネグロ（2007年），スイス（1999年）

## EUの二国間 協定（中 国）

★中国との間では、2019年にそれぞれの100品目のGIにつき、相互保護を実施。

★EU側の品目は「**パルミジャーノ・レッジャーノ**」や「**コンテ**」（フランス・フランシュコンテ地方産チーズ）など。

★よって中国では、「**Parmigiano Reggiano**」とその中国語の訳語「**帕马森雷加诺**」や、「**Comté**」とその訳語「**孔泰**」が保護される。

# EUの二国間 協定（イン ド）と工芸 品への保護 拡大

★インドとの間では交渉は2007年に開始、2013年に中断。

★インドの地理的表示法では、飲食料品と農林水産物だけではなく、工芸品も保護対象。

★交渉当時、EUの地理的表示法では、飲食料品と農林産物のみが保護対象であったため、インドの意向に従えず、交渉決裂The Economic Times English edition (2007.09.28)。

★欧州議会は2015年に、工芸品をGI制度の保護対象とすべきことを提言。

★2021年5月8日にEUとインドが交渉を再開することが公表。

★2022年、欧州委員会、GI法案（工芸品を対象とする）を公表。

★2023年、EU理事会、法案を承認。施行は2025年12月。

# 地名命名について考えるべきこと

- ★産地名称の保護制度の拡充により、地名の価値が向上。
- ★商標登録？ GI登録？ GI登録の後、二国間の相互保護？
- ★地域団体商標・GIとも、新しい地名は命名後すぐには登録できない可能性がある。
- ★「南アルプス」のように海外の地名を借用した地名や、外来語を用いた地名の場合、将来的に外国との相互保護が難しくなる可能性がある。
- ★都道府県名や市町村名でなくとも登録対象となるので、自治体関係者はこれまでより以上に、地名について真剣に考える必要がある。
- ★都道府県名や市町村名ではない地名をGI登録している例として、「江戸崎かぼちゃ」（茨城県）、「三輪素麺」（奈良県）、「市田柿」（長野県）、「吉川ナス」（福井県）、「木頭ゆず」（徳島県）など

# 地名について 市町村

## ★平成の市町村大合併

- **愛媛県** **四国中央市** (2004年／H16)
- **高知県** **四万十市** (2005年／H17) **四万十町** (2006／H18)
- **山梨県** **南アルプス市** (2003年／H15) **甲州市** (2005年／H17) **甲斐市** (2004年／H16)
- **茨城県** **つくばみらい市** (2006年／H18)
- 「**未来**などの抽象概念を地名に使うのは間違いで、そういう手法は**スターリン治下の旧ソ連**で多用された」。「旧ソ連だけでなく、戦後成立した**毛沢東指導下の新中国**でも、大躍進運動期の人民公社名には同様の**躍進・栄光・勝利**などの用語が盛んに使われ、紅衛兵らが大都市の街路名を**反帝路**などの政治スローガン風の名前に変えていった」

楠原佑介『こうして新地名は誕生した』(KKベストセラーズ、2008)

## ★市町村合併の手続き 名称につき、地方自治法上、定めなし。

合併しようとする市町村は、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定により、合併協議会を設置。  
市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議。名称の決定。

↓

合併しようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て、知事に申請(地方自治法第 7 条)。

↓

知事は、関係市町村による申請に基づき、県議会の議決を経て、市町村の合併を定める(地方自治法)。

# 地名について 市町村内の町・字

## 地方自治法260条1項

- 「**市町村長**は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。」

## 住居表示法5条2項

- 「新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ**従来の名称に準拠**して定めなければならない。これにより難しいときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。」
- 住居表示法(昭和37年制定)には、当初は5条2項(昭和42年改正)なし
- 「各市町村は、政府が示したひな形そっくりの「**実施基準**」を定め、町の適正規模も、「**住宅地なら〇ヘクタール、商業地なら〇ヘクタール**」と条文にしてしまった。そのため**小さな町は統廃合を余儀なくされ**、...特に町域の狭い城下町の各町は狙い撃ちされた形となった。」
  - 全国各地で歴史的な地名が消滅。細かく区切られた従来の町々を統合していった。
  - 「**茨城県日立市**などは、下手に住民に相談すると地元のボスが動いてややこしいことになるから、と**説明会も審議会も一切行わなかった**という。その代わり「皆さんが皆さんの町の名前を付けて下さい」と町名を公募した。結局1000票ほどしか集まらなかったのに、これで半永久的に残る町名を決定したというのだからずいぶん乱暴な話である」

今尾恵介『住所と地名の大研究』(新潮社、2004)

## まとめ

- ①産物の品質が優れていても、名称によって産地と産物の特性を特定できないことには、GI登録の要件を満たさない。→新しい地名は命名後すぐには登録できない可能性がある。
- ②都道府県名や市町村名でなくとも登録対象となる（「江戸崎かぼちゃ」（茨城県）、「三輪素麺」（奈良県）、「市田柿」（長野県）、「吉川ナス」（福井県）、「木頭ゆず」（徳島県）など）。
- ③自然地名も登録できるが、広大な山脈などの場合には、登録できない可能性がある。
- ④海外の地名を借用した地名や、外来語を用いた地名は、外国との相互保護が難しくなる可能性がある。
- ⑤国際的な地名の争奪戦という現象に鑑みれば、今後の地名選定に当たっては、商標・GI登録と、GI相互保護の可能性を考慮すべし。→登録・相互保護の可能性に乏しい地名を選定すべきではない。
- ⑥これまでより以上に、地名について真剣に考える必要がある。一般論としては、今ある地名を大事にすべし。